

第4節 確定拠出年金法施行に伴う金融関係法令の整備

I 趣旨

「確定拠出年金法」が平成13年10月1日から施行されることに伴い、確定拠出年金運営管理業及び個人型年金の場合における国民年金基金連合会から委託を受けた事務を行う業務を銀行等の子会社対象会社の業務範囲に追加するなど、金融関係法令について所要の改正を行った。(13年9月28日公布、10月1日施行)

II 改正の概要

1. 銀行等の子会社対象会社の業務範囲の追加

確定拠出年金運営管理業及び個人型年金の場合における国民年金基金連合会から委託を受けた事務を行う業務について、銀行、長期信用銀行、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫、労働金庫連合会、保険会社、農林中央金庫等の子会社対象会社が営める金融関連業務と位置づけるため、銀行法施行規則第17条の3第2項その他の金融関係内閣府令について所要の規定の整備を行った。

2. 証券会社の兼業業務の追加等

① 証券取引法第34条第2項第10号(その他内閣府令で定める業務)に規定する業務として、確定拠出年金運営管理業及び個人型年金の場合における国民年金基金連合会から委託を受けた事務を行う業務を追加するため、証券会社に関する内閣府令を改正した。

② 証券会社が確定拠出年金運営管理業を兼業する場合に新たに想定される投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は証券業の信用を失墜させるものと考えられる次の行為を禁止するため、証券会社の行為規制等に関する内閣府令を改正した。

- ・ 加入者等による運用の指図に関する情報をを利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行い、又は当該加入者等以外の顧客に対して有価証券の売買その他の取引等の委託等を勧誘する行為
- ・ 加入者等による運用の指図に基づいて行った有価証券の売買を結了させるため、当該加入者等以外の顧客に対して有価証券の売買を勧誘する行為

③ 登録金融機関、外国証券会社についても所要の措置を講じた。

3. 預金保険法施行規則関係

確定拠出年金法の施行に伴い、預金保険法の一部改正において確定拠出年金の積立金の運用に係る資産管理機関の預金等について特例として個々の加入者等の持分と当該加入者の預金等を名寄せして合計1,000万円まで付保することとしている。このため、預金保険法施行令第3条の「保険料の額の計算上除かれる預金

等」について、金融機関から受け入れた預金等のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るものを除く規定を整備したことから、預金保険法施行規則の保険料計算書にある「除かれる預金等」について同様の規定の整備を行った。